

令和 8 年第 3 回区議会定例会

議案等説明資料

※議案第 88 号から 91 号については資料なし

(議案第 8 2 号)

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により、個人番号は、社会保障、地方税又は防災に関する事務等であって条例で定めるものの処理に関して利用することができることとされているところである。

このたび、区は、子どもの医療費の助成に関する事務及び妊娠高血圧症候群等医療費の助成に関する事務において、情報連携を活用することで、被保険者資格情報が確認できる書類の提出を不要とし、また、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」により区が処理することとされている大気汚染医療費の助成に関する事務について、国が推進する医療費助成等の資格をオンラインで確認するシステムに参加し、医療機関等を受診する際にマイナ保険証のみで資格を確認できるようにすることにより、更なる区民の利便性の向上と事務の効率化を図るため、これらの事務を、個人番号を利用することができる事務等に追加すること等とした。

このことに伴い、個人番号を利用することができる事務等を定める必要があるため、この条例案を提出する。

なお、この条例案は、さきに区民等の意見提出手続を実施したほか、杉並区情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、その答申を踏まえて、作成したものである。

<改正の概要>

個人番号を利用することができる事務に子どもの医療費の助成に関する事務及び妊娠高血圧症候群等医療費の助成に関する事務を加えるとともに、これらの事務と大気汚染医療費の助成に関する事務において、生活保護関係情報等に関する特定個人情報を利用することができることとする。(別表第1及び別表第2)

<実施の時期>

公布の日

【問合せ先】

情報管理課 内線 1 7 4 1

(議案第 8 3 号)

杉並区印鑑条例の一部を改正する条例

＜改正の趣旨＞

このたび、「出入国管理及び難民認定法」及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」の一部が改正され、在留カード又は特別永住者証明書に個人番号カードとしての機能を付加するための措置が講じられた特定在留カード又は特定特別永住者証明書（以下「特定在留カード等」という。）を住民基本台帳に記録されている中長期在留者又は特別永住者に出入国在留管理庁長官が区長を経由して交付することができることとされた。

また、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」の一部改正により電子証明書を特定在留カード等に記録することができることとされ、印鑑登録証明書等の多機能端末機によるコンビニ交付サービスについて、当該特定在留カード等により利用できることとなった。

このことに伴い、特定在留カード等を使用して行う多機能端末機による印鑑登録証明の申請等に係る規定を設ける必要があるため、この条例案を提出する。

＜改正の概要＞

多機能端末機に電子証明書が記録された特定在留カード等を使用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができることとする。

(第 2 0 条)

＜実施の時期＞

公布の日

【問合せ先】

区民課 内線 1 1 0 1

(議案第 8 4 号)

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、学童クラブの利用料とは別に各学童クラブにおいて保護者から徴収しているおやつ代について、「杉並区区政経営改革推進計画」に基づき、保護者の利便性の向上や会計事務の透明性の確保を図るため、私費会計から区の公会計による管理に変更することとした。

また、学童クラブにおけるおやつは、育成支援の一環として利用児童に日常かつ継続的に提供するものであるため、その費用を利用料として徴収することとした。

このことに伴い、学童クラブの利用料を改定する必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

学童クラブの利用料を、利用者 1 人につき月額 4, 0 0 0 円から月額 5, 8 0 0 円に改める。(第 4 条)

<実施の時期等>

- 1 令和 9 年 4 月 1 日から施行する。(附則第 1 項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第 2 項)

【問合せ先】

児童青少年課 内線 4 4 0 1

(議案第 8 5 号)

杉並区景観条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

このたび、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」により景観法の一部が改正され、都市再生整備計画で定められる固有魅力維持向上区域内の建築物であって、当該区域の魅力の形成に寄与しているもののうち、公共公益施設として活用するための改修が居住者、滞在者等の活動及び滞在の質の向上のため特に必要と認められる建築物の増築等に係る届出の特例が定められたこと等に伴い、杉並区景観条例で引用している同法の条項が改められた。

このことに伴い、所要の規定の整備を図る必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

景観計画区域内において大規模建築物の建築等をしようとする者の区長への事前協議に係る規定等で引用している景観法の条項を改める。(第 1 0 条、第 1 6 条及び第 1 9 条)

<実施の時期>

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

【問合せ先】

市街地整備課 内線 3 3 6 1

(議案第86号)

杉並区立すぎのき生活園改修電気設備工事の請負契約の締結について

件 名	杉並区立すぎのき生活園改修電気設備工事の請負契約の締結について
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	杉並区井草五丁目1番12号 東九電気工事 株式会社 代表取締役 大塚 繁
契 約 の 金 額	373,037,500円
工 事 概 要	電気設備工事 (1) 受変電設備工事 (2) 発電設備工事 (3) 電灯設備工事 (4) 動力設備工事 (5) 構内交換設備工事 (6) 構内情報通信網設備工事 (7) 拡声設備工事 (8) テレビ共同受信設備工事 (9) 映像音響設備工事 (10) 誘導支援設備工事 (11) 火災報知設備工事 (12) 空配管設備工事 (13) 撤去工事
工 事 期 間	契約締結の翌日から令和10年2月29日まで
発 注 方 法	単体発注
仮 契 約 日	令和8年7月24日
入 札 参 加 者 数	4者

【問合せ先】 営繕課 内線1561
経理課 内線1531

(議案第 87 号)

議案第 87 号 令和 8 年度杉並区一般会計補正予算 (第 3 号)

今回の補正予算は、地方財政法に基づく決算剰余金の 2 分の 1 以上の基金への積立のほか、中小企業者への支援、介護サービス事業所・保育所等に対する物価高騰対策など、新たな事情や緊急性の観点から計上するものです。

【概要】

補正事業 18 事業 8, 301, 783 千円

【歳出予算】

(1) 施設整備基金積立金	6, 018, 000 千円
(2) 財政調整基金積立金	362, 469 千円
(3) 総務事務	750 千円
(4) 災害時情報連絡体制の確立	3, 315 千円
(5) 防災施設整備	77, 013 千円
(6) 中小企業支援	31, 871 千円
(7) 保健福祉部国庫支出金返納金	89, 000 千円
(8) 保健福祉部都支出金返納金	70, 000 千円
(9) 介護保険事業者支援	86, 460 千円
(10) 予防接種	7, 480 千円
(11) 保健所等施設の維持管理	8, 580 千円
(12) 次世代育成基金の運営	12, 173 千円
(13) 子ども家庭部国庫支出金返納金	199, 000 千円
(14) 子ども家庭部都支出金返納金	1, 121, 000 千円
(15) 保育所等物価高騰緊急対策事業	153, 068 千円
(16) 新たな地域交通の整備	5, 644 千円
(17) 擁壁の安全対策	3, 960 千円
(18) 中瀬中学校の改築	52, 000 千円

【歳入予算】

○国庫支出金	1, 564 千円
○都支出金	260, 016 千円
○財産収入	19, 085 千円
○繰越金	8, 021, 118 千円

【繰越明許費】

○追加

(単位：千円)

No.	款	項	事業名	金額
1	総務費	政策経営費	防災施設整備	77,013
2	都市整備費	緑化費	公園緑地事務所等の管理運営	1,505

【債務負担行為】

○追加

(単位：千円)

No.	事項	期間	限度額
1	コミュニティふらっとの整備 ((仮称) コミュニティふらっと上荻窪整備工事)	令和10年度まで	638,000
2	指定管理者制度による上井草スポーツセンターの 管理運営	令和13年度まで	1,402,000
3	指定管理者制度による妙正寺体育館の管理運営	令和13年度まで	264,000
4	指定管理者制度による荻窪体育館の管理運営	令和13年度まで	325,000
5	指定管理者制度による高円寺体育館の管理運営	令和13年度まで	207,000
6	指定管理者制度による大宮前体育館の管理運営	令和13年度まで	945,000
7	公園のリニューアル(上荻窪第二児童遊園整備工事)	令和10年度まで	24,000
8	小学校の移動教室	令和9年度まで	84,000
9	中学校の移動教室	令和9年度まで	2,000
10	神明中学校の改築(整備工事・解体工事)	令和9年度まで	459,000

○変更

(単位：千円)

No.	事項	期間	限度額
1	中瀬中学校の改築(環境整備工事)	令和9年度まで	433,000
	↓		
	中瀬中学校の改築(環境整備工事)	令和9年度まで	511,000

(認定第1号～4号)

令和7年度杉並区各会計歳入歳出決算

地方自治法第233条第3項の規定により、「令和7年度杉並区各会計歳入歳出決算」を、監査委員の意見を付けて提出いたします。概要は以下のとおりです。

1. 認定第1号 令和7年度杉並区一般会計歳入歳出決算

決算書 P11

歳入決算額	272,302,257,554 円	(前年度比 (増減)	24,460,241,536 円	9.9%)
歳出決算額	260,972,903,444 円	(前年度比 (増減)	25,894,288,779 円	11.0%)
歳入歳出差引残額	11,329,354,110 円	(前年度比 (増減)	△ 1,434,047,243 円	△ 11.2%)

○歳入 決算書 P12～17

(単位:円)

款	決 算 額	前年度比(増減)	
1 特 別 区 税	81,881,264,751	9,863,476,386	13.7 %
2 地 方 譲 与 税	805,539,000	9,374,000	1.2 %
3 利 子 割 交 付 金	708,733,000	325,720,000	85.0 %
4 配 当 割 交 付 金	2,137,674,000	162,828,000	8.2 %
5 株式等譲渡所得割交付金	3,218,614,000	333,787,000	11.6 %
6 地 方 消 費 税 交 付 金	15,281,460,000	1,130,883,000	8.0 %
7 自動車税環境性能割交付金	226,018,000	△ 63,771,000	△ 22.0 %
8 地 方 特 例 交 付 金	314,956,000	△ 2,640,777,000	△ 89.3 %
9 特 別 区 財 政 交 付 金	60,065,914,000	3,680,317,000	6.5 %
10 交通安全対策特別交付金	42,277,000	420,000	1.0 %
11 分 担 金 及 び 負 担 金	1,550,337,519	△ 806,195,182	△ 34.2 %
12 使 用 料 及 び 手 数 料	3,941,164,045	178,967,233	4.8 %
13 国 庫 支 出 金	43,406,411,899	5,627,049,348	14.9 %
14 都 支 出 金	30,315,546,337	1,226,500,227	4.2 %
15 財 産 収 入	1,464,968,548	659,720,738	81.9 %
16 寄 附 金	421,744,478	308,249,810	271.6 %
17 繰 入 金	7,513,360,162	1,881,044,600	33.4 %
18 繰 越 金	12,763,401,353	1,399,562,117	12.3 %
19 諸 収 入	3,212,373,462	4,767,539	0.1 %
20 特 別 区 債	3,030,500,000	1,181,000,000	63.9 %
21 自 動 車 取 得 税 交 付 金	-	△ 2,682,280	- %
合 計	272,302,257,554	24,460,241,536	9.9 %

○歳出 決算書 P18～21

(単位:円)

款	決 算 額	前年度比(増減)	
1 議 会 費	795,736,137	4,655,822	0.6 %
2 総 務 費	30,264,591,797	12,824,931,162	73.5 %
3 生 活 経 済 費	9,666,828,543	△ 521,745,650	△ 5.1 %
4 保 健 福 祉 費	123,929,735,675	4,891,243,106	4.1 %
5 都 市 整 備 費	13,634,001,197	680,489,325	5.3 %
6 環 境 清 掃 費	7,954,860,135	△ 31,260,374	△ 0.4 %
7 教 育 費	31,344,478,951	8,049,977,478	34.6 %
8 職 員 費	41,445,134,779	1,187,621,252	3.0 %
9 公 債 費	1,937,536,230	△ 1,191,623,342	△ 38.1 %
10 諸 支 出 金	0	0	- %
11 予 備 費	0	0	- %
合 計	260,972,903,444	25,894,288,779	11.0 %

2. 認定第2号 令和7年度杉並区国民健康保険事業会計歳入歳出決算

決算書 P25

歳入決算額	53,160,007,507 円	(前年度比 (増減)	△ 632,882,786 円	△ 1.2%)
歳出決算額	52,374,721,624 円	(前年度比 (増減)	△ 512,953,247 円	△ 1.0%)
歳入歳出差引残額	785,285,883 円	(前年度比 (増減)	△ 119,929,539 円	△ 13.2%)

3. 認定第3号 令和7年度杉並区介護保険事業会計歳入歳出決算

決算書 P33

歳入決算額	47,419,465,874 円	(前年度比 (増減)	462,015,726 円	1.0%)
歳出決算額	45,834,355,536 円	(前年度比 (増減)	25,896,788 円	0.1%)
歳入歳出差引残額	1,585,110,338 円	(前年度比 (増減)	436,118,938 円	38.0%)

4. 認定第4号 令和7年度杉並区後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算

決算書 P43

歳入決算額	16,763,890,761 円	(前年度比 (増減)	712,879,661 円	4.4%)
歳出決算額	16,689,752,491 円	(前年度比 (増減)	661,437,469 円	4.1%)
歳入歳出差引残額	74,138,270 円	(前年度比 (増減)	51,442,192 円	226.7%)

< 附 属 書 類 >

○各会計実質収支に関する調書 決算書 P669～672

(単位:円)

区 分	一般会計	国民健康保険事業会計	介護保険事業会計	後期高齢者医療事業会計
歳入総額	272,302,257,554	53,160,007,507	47,419,465,874	16,763,890,761
歳出総額	260,972,903,444	52,374,721,624	45,834,355,536	16,689,752,491
歳入歳出差引額	11,329,354,110	785,285,883	1,585,110,338	74,138,270
翌年度へ繰越すべき財源(※1)	808,236,000	0	0	0
実質収支額	10,521,118,110	785,285,883	1,585,110,338	74,138,270
基金繰入額(※2)	0	0	0	0

※1 翌年度へ繰越すべき財源は、継続費通次繰越額、繰越明許費繰越額、事故繰越し繰越額の計。
一般会計の 808,236,000 円は、繰越明許費繰越額。他に未収入特定財源が 1,176,474,000 円ある。

※2 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額

<その他の決算に係る書類>

○令和7年度区政経営報告書